

第3回 農業委員会議事録

1. 開催の日時 令和4年3月25日(金)午後1時30分
2. 開催の場所 当麻町農林業合同事務所 3階 大ホール
3. 出席する資格を有する委員の総数 13名
4. 出席委員(13名)

| | |
|----------|-----------|
| 1番 佐々木康二 | 8番 田中 信幸 |
| 2番 高橋 裕一 | 9番 舟山 賢治 |
| 3番 藤中 敏彦 | 10番 福田はるみ |
| 4番 朴谷 和夫 | 11番 木下 和夫 |
| 5番 窪 郁夫 | 12番 太田 正人 |
| 6番 杉山 央 | 13番 住田 哲也 |
| 7番 荒川 敏幸 | |
5. 欠席委員(0名)
6. 議事日程

| | | |
|------|--------|---------------------------------|
| 日程第1 | 議案第12号 | 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第2 | 議案第13号 | 農地法第3条の規定に基づく許可申請について |
| 日程第3 | 議案第14号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について |
| 日程第4 | 議案第15号 | 農業委員会の最適化活動の成果目標及び活動目標の設定について |
| その他 | | |
7. 農業委員会事務局職員

| | |
|-------|-------|
| 事務局長 | 室屋 尚弘 |
| 事務局次長 | 山村 靖彦 |
| 事務局主任 | 福屋 翔太 |

局長： 出席予定のみなさんがお揃いになりましたので、ご起立願います。礼。

全員： よろしく願います。

議長： それでは只今より、令和4年第3回当麻町農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員の皆さんを始め、関係機関の皆さん、年度末の大変お忙しい中全員が出席してしていただきましてありがとうございます。また委員さんにおかれましては、天気が良く作業も忙しいかと思われそうですが、皆さんもご承知のように21日で蔓延防止は解除されましたが、昨日の数字を見てもマスクを外して行動という状況にはすぐにはなりませんけども、おそらく皆さんかなりの人が3回目の摂取を受けているのかと思いますけども、引き続き感染対策には十分気をつけながら、農作業や活動をしていただきたいと思いますし、これからハウスに出たり入ったりする機会が多くなります。体調を崩さないように毎日を送っていただきたいと思います。

総会前に局長より人事異動のお知らせがありました。今回から桑原所長に代わりまして松崎所長にお世話になるということで、今後ともよろしく願いたいと思いますし、事務局では山村次長が4月1日より保健福祉課長に昇格し異動になります。長い間お世話になりました。また室屋局長が農林業振興課長専任になり、新しく教育課長補佐から昇格し坂本局長が来られますので、よろしく願いたいと思いますし、引き続きお世話になっている石田主幹ですが、今度は課長補佐として総会には出席しなくなりますが、今後ともよろしく願いたいと思います。

本来ですと蔓延防止も明けたということで、歓送迎会を開催したいところですが、総会終わりに事務局からお知らせがありますが、かなり落ち着いた状況であれば、改めてご案内したと思いますのでよろしく願いたいと思います。

本日の会議録署名委員は、議席5番、窪委員、議席6番、杉山委員に願います。

只今の出席委員は13名、全員であります。

それでは事務局長より本日の議事日程について説明をお願いします。

局長： はい、1ページをご覧ください。本日の議事日程は、日程第1、「議案第12号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」9件、日程第2、「議案第13号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について」5件、所有権移転が3件、使用貸借が1件、賃貸借が1件でございます。日程第3、「議案第14号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」18件、売買が2件、新規が14件、継続が2件でございます。日程第4、「議案第15号、農業委員会の最適化活動の成果目標及び活動目標の設定について」、及び「その他」でございます。

以上、よろしくご審議願います。

議長： それでは審議に入ります。2ページをご覧ください。

日程第1、議案第12号、「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、議案第12号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、次のとおり、農地の使用貸借及び賃貸借の合意解約通知があったので審議を求める。令和4年3月25日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号1、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、第三者との賃貸のための解約でございます。

番号2、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、第三者との賃貸のための解約でございます。

番号3、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、借主が本年2月に法人を設立した事から、法人名義での賃貸に切り替えるための解約でございます。以降、番号9まで、借主、解約理由が同一でありますので、貸主、対象農地のみについてご説明いたします。

番号4、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡。3ページをお開き願います。

番号5、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、〇〇〇〇番〇が畑、〇〇〇〇番〇、外〇筆が田、面積合計、〇〇〇〇㎡。

番号6、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡。

番号7、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡。

番号8、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡。

番号9、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡。

以上、9件につきましては、合意解約成立日から6ヵ月以内に対象農地が引き渡しとなっておりますので、解約が成立していると考えられます。以上です。

議 長： 只今、事務局より議案第12号について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第12号、「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第 12 号については原案のとおり決定をいたします。続きまして、4 ページの日程第 2、議案第 13 号、「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について」審議をいたします。まず、所有権移転の番号 1 について事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、議案第 13 号、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の権利の移転について許可申請があったので審議を求める。令和 4 年 3 月 25 日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号 1、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は売買でございます。申請箇所は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所、町道〇〇道路及び町道〇〇道路との間に面しております。今回、売主の申し入れに対し、買主が合意した事により、農地法第 3 条による売買の申請をするものでございます。

〇〇〇〇さんは、現在〇〇歳で、就農から〇年が経過し、権利取得後においても、すべての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題なく、許可要件を満たしているものと考えます。なお、別にお配りしております、農地法第 3 条調査書を後刻ご覧願います。以上です。

議 長： 只今、事務局より、所有権移転の番号 1 について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 13 号、番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第 13 号、番号 1 については原案のとおり決定をいたします。続きまして、所有権移転の番号 2 について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、番号 2、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、〇〇〇〇番〇が田及び畑、〇〇〇〇番〇が畑、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、作付、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は売買でございます。申請箇所は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所、町道〇〇道路の〇線及び道道〇〇線との交差点付近でございます。今回、売主があっせんによる農地処分を行うにあたり、当該農地が農業振興地域内農用地の区域外農地、いわゆる白地農地のため、あっせんの相手方と農地法第 3 条による売買の申請をするものでございます。

〇〇〇〇さんは、現在〇〇歳で、就農から〇〇年が経過し、権利取得後においても、すべての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見て

も問題なく、許可要件を満たしているものと考えます。なお、別にお配りしております、農地法第3条調査書を後刻ご覧願います。以上です。

議長： 只今、事務局より、所有権移転の番号2について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第13号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい、賛成全員であります。議案第13号、番号2については原案のとおり決定をいたします。続きまして、所有権移転の番号3について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次長： はい、番号3、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、畑、面積、〇〇〇〇㎡、作付、〇〇〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積は〇〇〇〇、申請理由は売買でございます。申請箇所は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所、売主の旧ご実家でございます。当該地の登記地目は宅地ではありますが、一部分を畑として長年耕作していた事から、現況農地としての処分を行うため、農地法第3条による売買の申請をするものでございます。

〇〇〇〇さんは、現在〇〇歳で、就農から〇〇年が経過し、権利取得後においても、すべての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題なく、許可要件を満たしているものと考えます。なお、別にお配りしております、農地法第3条調査書を後刻ご覧願います。以上です。

議長： 只今、事務局より、所有権移転の番号3について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第13号、番号3について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい、賛成全員であります。議案第13号、番号3については原案のとおり決定をいたします。続きまして、使用貸借の番号4について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次長： はい、議案5ページをお開き願います。使用貸借の番号4、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、〇〇〇〇番〇、外〇筆が田、〇〇〇〇番〇、外〇筆が畑、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a、作付は〇、

経営面積、うち借入面積とも〇〇〇〇㎡、申請理由は農地所有適格法人設立のためでございます。申請箇所は、議案〇ページから〇ページにかけての〇番の図面箇所、〇〇〇〇内に〇筆、〇〇〇〇内に〇筆、〇〇〇〇内に〇筆でございます。

〇〇〇〇さんが、本年 2 月に法人を設立したことから、父親である〇〇さんが所有する農地を法人との使用貸借にするものでございます。

お配りしております、農地所有適格法人としての事業状況調査書をご覧ください。農地所有適格法人の要件であります形態要件は、株式会社でありませぬ。事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件及び下限面積要件の 2ha 以上を耕作することから、すべての要件を満たしております。権利取得後においても、すべての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題なく、許可要件を満たしているものと考えます。別にお配りしております、農地法第 3 条調査書を後刻ご覧ください。以上です。

議 長： 只今、事務局より、使用貸借の番号 4 について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 13 号、番号 4 について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第 13 号、番号 4 については原案のとおり決定をいたします。続きまして、貸借の番号 5 について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、議案〇ページをご覧ください。貸借の番号 5、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、〇〇〇〇番、外〇筆が田、〇〇〇〇番〇が畑、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、作付、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇4 ㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は農業経営の安定でございます。申請箇所は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。

当該農地は、本年 1 月の総会においてご承認いただきました、農地法第 3 条により贈与された農地でございます。当該地の所有権移転登記が完了したことから、貸主が構成員となっている法人へ貸借するものでございます。

〇〇〇〇は、法人設立から〇〇年が経過し、権利取得後においても、すべての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題なく、許可要件を満たしているものと考えます。別にお配りしております、農地法第 3 条調査書を後刻ご覧ください。以上です。

議 長： 只今、事務局より、貸借の番号 5 について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 13 号、番号 5 について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい、賛成全員であります。議案第 13 号、番号 5 については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、14 ページの日程第 3、議案第 14 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」審議をいたします。まず、所有権移転の番号 1 について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、議案第 14 号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、次のとおり、農用地利用集積計画（第 3 回）の決定について審議を求める。令和 4 年 3 月 25 日提出、当麻町農業委員会会長名。

所有権移転の番号 1、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由、相続した農地を耕作できないため、あっせん委員は、太田委員、舟山委員、荒川委員でございます。売買価格は、〇〇〇〇円、圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。所有権移転のための売買について、3 月 11 日にあっせん委員会を開催しております。 以上です。

議長： 只今、事務局より、所有権移転の番号 1 について説明がありましたが、この件について、あっせん委員長の太田委員より、補足説明をお願いします。

太田委員： はい。ただいまの事務局の説明の通りでございます。補足としまして 10 a 当たり〇〇〇〇円で決めさせていただきました以上です。

議長： ありがとうございます。それでは所有権移転の番号 1 について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 14 号、番号 1 について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい、賛成全員であります。議案第 14 号、番号 1 については原案のとおり決定をいたします。続きまして、所有権移転の番号 2 について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、所有権移転の番号 2、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積

は〇〇〇〇、申請理由、相続した農地を耕作できないため、あっせん委員は、佐々木代理、田中委員、住田会長でございます。売買価格は、〇〇〇〇円、圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。所有権移転のための売買について、3月11日にあっせん委員会を開催しております。以上です。

議 長： 只今、事務局より、所有権移転の番号2について説明がありましたが、この件について、あっせん委員長の佐々木代理より、補足説明をお願いします。

佐々木代理： はい。ただいま事務局の方から説明があったとおりでございます。補足といたしましては反当〇〇〇〇円で成立しております。以上です。

議 長： ありがとうございます。それでは所有権移転の番号2について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第14号、番号2について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第14号、番号2については原案のとおり決定をいたします。続きまして、利用権設定の新規について審議をいたします。まず、番号3について審議をいたしますが、当麻町農業委員会会議規則第8条、議事参与の制限により、〇〇委員は退席願います。

【〇〇委員退席】

議 長： それでは事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、利用権設定の新規、番号3、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は相手方の要望、契約期間は〇年でございます。圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。以上です。

議 長： 只今、事務局より、利用権設定の新規、番号3について説明がありました。この件について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第14号、番号3について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第 14 号、番号 3 については原案のとおり決定をいたします。〇〇委員はお戻り願います。

【〇〇委員着席】

議 長： 続きまして、利用権設定の新規、番号 4 と番号 5 について審議をいたしますが、当麻町農業委員会会議規則第 8 条、議事参与の制限により、〇〇委員は退席願います。

【〇〇委員退席】

議 長： それでは事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、番号 4、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇 m^2 、水張、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇 m^2 、うち借入面積、〇〇〇〇 m^2 、申請理由は相手方の要望、契約期間は〇年でございます。圃場は、〇〇〇〇及び〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。議案〇ページをお開き願います。

続きまして、番号 5、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇 m^2 、水張、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇 m^2 、うち借入面積、〇〇〇〇 m^2 、申請理由は相手方の要望、契約期間は〇年でございます。圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。以上です。

議 長： 只今、事務局より、利用権設定の新規、番号 4 と番号 5 について説明がありました。この件について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 14 号、番号 4 と番号 5 について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第 14 号、番号 4 と番号 5 については原案のとおり決定をいたします。〇〇委員はお戻り願います。

【〇〇委員着席】

議 長： 続きまして、利用権設定の新規、番号 6 から番号 16 について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、番号 6、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて

田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は相手方の要望、契約期間は〇年でございます。圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。

番号7、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、以降、番号15まで借主が同一であります。地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a、経営面積、うち借入面積とも、〇〇〇〇㎡、申請理由は相手方の要望、契約期間は〇年でございます。圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。以下、番号8につきましても申請理由が同じでございます。

番号8、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a、経営面積、うち借入面積とも、〇〇〇〇㎡、契約期間は〇年でございます。圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。議案〇ページをご覧ください。

番号9、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、〇〇〇〇番〇が畑、〇〇〇〇番〇、外〇筆が田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a、作付、〇〇〇〇a、経営面積、うち借入面積とも、〇〇〇〇㎡、申請理由は借主が農地所有適格法人を設立したため、契約期間は〇年でございます。圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。以降、番号15まで申請理由、契約期間が同じでございます。

番号10、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a、経営面積、うち借入面積とも、〇〇〇〇㎡、圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。

番号11、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、〇〇〇〇番〇、外〇筆が田、〇〇〇〇番〇、外〇筆が畑、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a、作付、〇〇〇〇a、経営面積、うち借入面積とも、〇〇〇〇㎡、圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。

番号12、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a、経営面積、うち借入面積とも、〇〇〇〇㎡、圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。議案17ページをお開き願います。

番号13、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a、経営面積、うち借入面積とも、〇〇〇〇㎡、圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。

番号14、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a、経営面積、うち借入面積とも、〇〇〇〇㎡、圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。

番号15、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇a、経営面積、うち借入面積とも、〇〇〇〇㎡、圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。

番号 16、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は相手方の要望、契約期間は〇年でございます。圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。以上です。

議 長： 只今、事務局より、利用権設定の新規、番号 6 から番号 16 について説明がありました。この件について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 14 号、番号 6 から番号 16 について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第 14 号、番号 6 から番号 16 については原案のとおり決定をいたします。続きまして、利用権設定の継続、番号 17 から番号 18 について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、議案 18 ページをご覧ください。利用権設定の継続でございますが、継続案件のため、経営面積、うち借入面積、申請理由につきましては、説明を省略させていただきます。

番号 17、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a。

番号 18、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a。以上です。

議 長： 只今、事務局より、利用権設定の継続、番号 17 から番号 18 について説明がありました。この件について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 14 号、番号 17 から番号 18 について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第 14 号、番号 17 から番号 18 については原案のとおり決定をいたします。続きまして、29 ページの日程第 4、議案第 15 号、「農業委員会の最適化活動の成果目標及び活動目標の設定について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

主 任： はい、議案第 15 号、農業委員会の最適化活動の成果目標、及び活動目標の設定について、農業委員会等に関する法律第 7 条の規定による、農業委員会活動の最適化活動の成果目標、及び活動目標の設定について審議を求める。令和 4 年 3 月 25 日提出、当麻町農業委員会会長名、別とじでお配りしています、別紙 1 により、ご説明させていただきます。

本件につきましては、平成 28 年 4 月改正の農業委員会法に基づき、農業委員会の業務の執行状況に関する情報公開を目的として、法制化されたもので、平成 29 年より毎年総会にて、「農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の策定」を審議、承認を頂いたのち、計画に沿って日々の活動を行ってきたところであります。法改正から 5 年が経過し、農水省より地域の実態に沿った目標設定できるように、また農業委員の活動がより見える化出来るように最適化活動の目標設定の様式の見直しが行われました。この内容で承認いただきましたならば、4 月末までに町ホームページに公開しますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは別紙 1、「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等（案）」についてご説明いたします。I、令和 4 年 4 月 1 日現在の農業委員会の状況でございますが、1 番の農業委員会の現在の体制については、令和 2 年 7 月 20 日に改選になりました、新制度に基づく構成人数となっております。2 番の農家・農地等の概要につきましては、農林水産省がまとめております「耕地及び作付面積統計」、「農林業センサス」及び「農地の利用状況調査」等に基づき、記入することとなっております。

2 ページをご覧ください。2 ページからは最適化活動の目標の記載となっております。1 番の成果目標ですが、①現状及び課題で、集積率は 92.8%であることを、②の目標で令和 4 年度の新規集積面積を 30ha とすることを記載しています。新規集積面積目標につきましては、算定根拠となります認定農業者数が、高齢化などの理由から、年々、減少傾向にある現状を考慮し、一昨年より 30ha と設定させていただいております。

続きまして、(2) 遊休農地の解消についてですが、②の遊休農地の解消面積欄については、国の方針としては 5 年間で遊休農地を全て解消するように示していますので、1 年あたり 11ha の 5 分の 1 の 2.2ha と記載するところですが、当町の現状は 11ha 全てが所有者不明の同一の方の遊休農地ですので、解消目標面積は 11ha に設定させていただいております。早急に解消できるように、関係機関と協力しながら働きかけを行っていくとともに、農地の利用状況調査、農地パトロールを実施し、必要な場合はあっせんや利用関係の調整を行うこととしております。

3 ページをご覧ください。(3) 新規参入の促進の②目標の、新規参入者への貸付け等の農地面積は、下限面積の 2ha に設定しております。

次に 2 番の最適化活動の活動目標となりますが、以降全て新たな追加項目となります。(1) 最適化活動を行う日数目標は、1 人当たりの活動日数を月に 3 日と設定しております。こちらについては過去の活動記録簿から、1 ヶ月当たりの活動日数の平均と、(2) 活動強化月間の設定目標の日数を勘案して、3 日と設定しています。(2) の活動強化月間の設定目標は、4 月から 9 月は遊休農地の解消として、圃場への行き来等の際に遊休・荒廃農地が発生していないか確認していただくことと、10 月から 1 月は新規参入の促進とし

て、新規参入希望者の相談を受けましたら、事務局等関係機関と協力して対応すること、10月から3月は農地の集積として、円滑にあっせんが成立するように事務をすること、以上3つを設定しています。

最後に(3)新規参入相談会への参加目標ですが、札幌市で開催される相談会を目標に設定していますが、旭川市内で開催される場合はそちらに切り替える場合もございます。

以上、令和4年度最適化活動の目標の設定(案)としてご審議いただきますようご提案いたします。以上です。

議 長： 只今、事務局より、議案第15号について説明がありました。目標の設定内容等について、委員の皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第15号、「農業委員会の最適化活動の成果目標及び活動目標の設定について」について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第15号については原案のとおり決定をいたします。

本日の総会に提出された議案は以上であります。全体の審議をとおして委員の皆さんから何か質問等はございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： それでは、関係機関の皆さんが出席されておりますので、何かございましたらお願いします。

議 長： 農林業振興課。

農林業振興課： 農林業振興課からは特にございません。

議 長： 農業センター。

農業センター： はい。農業センターからご報告いたします。農業センターでは3月28日に再生協議会総会を予定しております。現在コロナウイルス蔓延防止等重点措置は解除となりましたが、道から出ました再拡大防止対策期間でもあることから、これからの営農の繁忙期も考慮し、委員さんには書面議決での対応をお願いしての所でございます。総会の内容としましては、1次作付調査を基に吸い上げ面積を確定し、2次作付調査を行わず、個々へ水稲作付可能面積を案内する内容です。また水田活用直接支払い交付金の見直しに係る対応や、選択作物助成の牧草の取り扱いであります。先日新聞掲載にもありましたが、当初多年生牧草において収穫のみを行う取り組みについては、前年度の35,000円から10,000円減額と

なる内容でしたが、新たに内容が追加され、播種から収穫までの取り組みについては、従来通りの 35,000 円が交付対象となる認定となりましたので、経過について説明を予定しております。

今年度につきましても、令和 4 年産の作付図面の受付についても忙しい時期ではありますが、混雑を回避することとし昨年同様 4 月中旬より 2 週に分けてご案内いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。センターからは以上です。

議長： 土地改良区。

土地改良区： 土地改良区から特にございません。

議長： 農協。

農協： 農協から特にございません。

議長： 普及センター。

普及センター： 普及センターからは積雪調査をご報告したいと思っております。普及センターでは、本所のエリアで旭川市・当麻町・比布町・愛別町・上川町の中から 13 地点定点を設けまして、毎年積雪調査を行ってありますが、3 月 10 日時点の積雪の平均が 67.4cm、3 月 18 日の時点で 47.5cm となっております。当麻では普及センター横の藤中さんの水田で測らせていただいておりますが、3 月 10 日で 62cm、3 月 18 日で 47cm ということで、本所の平均に近い数値かなと思っております。平年値でみますと、昨年と同じ時期の令和 3 年 3 月 10 日で 82.8cm、3 月 19 日で 61.5cm、令和 2 年 3 月 10 日で 46.5cm、3 月 19 日で 23.5cm となっております。ちょうど昨年と昨年の間くらいの積雪の推移とみております。昨年の融雪期が本所の管轄でいきますと 3 月 31 日、令和 2 年が 3 月 29 日でしたので、おそらく今年についてはこのままいきますと、3 月中に融雪期を迎えるのではないかとみております。

議長： 共済組合。

共済組合： 共済組合から皆様へお知らせということで、平成 29 年から現在の組合になりまして 5 年が経過しておりますけども、来月の 4 月 1 日をもちまして新しい共済組合が発足することになります。名称といたしましては、北海道農業共済組合、略称といたしましては、のうさい北海道で、4 月 1 日から活動してきますので、皆様のご指導ご鞭撻をいただきながら精いっぱい頑張りますので、よろしく願いいたします。

議長： 以上、関係機関の皆様よりお話をいただきましたが、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員：「ありません。」

議長： それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いいたします。

主 任： **【事務連絡】**

議 長： それでは、次回、令和4年4月の農業委員会総会の日程ではありますが、4月25日、月曜日、午後4時30分からの予定といたします。本格的な農作業が始まり、何かとお忙しい時期ではありますが、委員と関係機関の皆さんは、日程の調整をよろしくお願いいたします。
これをもちまして、本日の総会を閉会します。

局 長： ご起立願います。礼。

全 員： ご苦勞さまでした。

閉会 午後2時27分